



軽自動車の 購入費用を助成します！



竜王町では、子育て世帯への経済支援および高齢者の暮らしの安全確保ならびに町内企業への経済対策を目的に、軽自動車の購入にかかる費用の一部を助成します。

※町内に居住し、町税および町の各種料金の滞納がなく、次のA・Bいずれかの要件を満たしている人が対象となります。(A・Bいずれか1世帯1回限り)

A 子育て世帯支援型 (補助金額5万円)

子育てを行う世帯における軽自動車(新車)の購入にかかる費用の一部を助成します。

対象者 自動車の新規登録日において町内で高校生以下の方と同居し、子育てのために使用する軽自動車を購入する人

対象車両 6月から2月末までに初度検査を受けられる町内の自動車販売店で購入する軽自動車(リース、レンタルおよび中古車は除く)

申請方法

対象となる軽自動車を購入後、自動車の新規登録日から2箇月以内に商工観光課の窓口へ申請に必要な書類を提出してください。

B 高齢運転者支援型 (補助金額3万円)

高齢運転者による事故の防止と事故時における被害の軽減を図るため、先進安全機能付き軽自動車(新車)の購入にかかる費用の一部を助成します。

対象者 自動車の新規登録日において町内に住所を有し、自動車運転免許を保有する、非営利かつ自ら使用する目的で先進安全自動車を購入する満65歳以上の人

対象車両 6月から2月末までに初度検査を受けられる町内の自動車販売店で購入する軽自動車(リース、レンタルおよび中古車は除く)であって、衝突被害軽減ブレーキおよび次のいずれかを1つ以上装備した軽自動車

- ア 車線維持支援制御装置
- イ 車線逸脱警報装置
- ウ 先進ライト
- エ ペダル踏み間違い時加速抑制装置

申請書の様式や必要書類は
★役場商工観光課の窓口
★町ホームページ
にてご確認いただけます！

子育て世帯・高齢運転者を応援！



竜王町軽自動車購入助成事業補助金

～申請から交付までの流れ～



1 軽自動車を**町内の自動車販売店**で注文（売買契約）します。

※令和4年6月1日以降に新規登録する新車の対象となります。対象要件は表面をご覧ください。

2 自動車の新規登録日から2箇月以内に交付申請に必要な書類を商工観光課へ提出します。

【申請先】 商工観光課の窓口（竜王町役場 総合庁舎1階）

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日・祝日除く

A 子育て世帯支援型 添付書類（要綱第3条第1号にあてはまる方）

- ① 竜王町軽自動車購入助成事業補助金交付申請書
- ② 自動車検査証の写し
- ③ 自動車売買契約書または注文書の写し
- ④ 世帯全員の住民票（申請日前3箇月以内に発行された個人番号の記載のないもの）
- ⑤ 町税の完納証明書（申請日前3箇月以内に発行されたもの）

B 高齢運転者支援型 添付書類（要綱第3条第2号にあてはまる方）

- ① 竜王町軽自動車購入助成事業補助金交付申請書
- ② 自動車検査証の写し
- ③ 自動車の売買契約書または注文書の写し
- ④ 自動車販売店が作成した先進安全自動車販売証明書
- ⑤ 申請者個人の住民票（申請日前3箇月以内に発行された個人番号の記載のないもの）
- ⑥ 町税の完納証明書（申請日前3箇月以内に発行されたもの）
- ⑦ 申請者の自動車運転免許証の写し

3 商工観光課より 「補助金交付決定通知書」が郵送されます。

申請書類を審査（約1～2週間）の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送いたします。

4 「補助金交付請求書」を提出します。

※交付申請時にご提出いただくことも可能です。

5 補助金が指定口座に振り込まれます。

振込までに2～3週間かかります。

ご注意ください！

本事業は、予算の上限に達した場合、実施期間中であっても受付を締め切ることがあります。申請をご検討される方は事前に商工観光課へご確認ください。